

6 役割分担

- (1) 関係機関及び地方公共団体は、自然再生の取り組みを主体的に推進するとともに、地域住民、ボランティア等、再生事業へ参画、取り組みやすいように交通の便の確保、用具の確保、緊急避難等の支援をする。
- (2) さらに、苗木の安定供給体制の確立、国及び県の施設の有効活用などについても、推進する。協議会に多様な人々の参画・交流を期待し、事業のPR、イベント、情報発信、森づくり、環境教育、学習プログラム、モニタリング及び事業全体の評価、都市と山村との交流などの地域住民主体の各種委員会を設置し、運営する。
- (3) 森吉山全体の利活用と再生事業等の維持管理のため、地域住民、NPO、ボランティア、自然公園管理員、自然観察指導員、鳥獣保護員等様々な関係者からなるネットワークを形成し、運営する。

基本的な役割	機 関
・事業実施，情報提供，現況調査，予算措置，道具・資材の提供，青少年野外活動基地・野生鳥獣センターの活用，維持管理	行 政
・継続的なボランティア活動，森づくり活動，モニタリング活動，自然観察・環境学習の企画・指導，専門的な助言	NPO・ボランティア
・森吉山麓一帯の魅力の情報を都市住民へ発信し交流・体験・参加による地域振興の促進	観 光 関 係
・自然観察や環境学習，植樹体験等を通じて森林の役割の理解，専門的助言	教 育 関 係
・森づくり活動への技術的支援と専門的知識の付与	林 業 関 係

7 森吉山麓高原自然再生協議会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
小笠原 嵩	秋田大学名誉教授	動物
小林 一三 (協議会会長)	秋田県立大学生物資源科学部生物環境科学科教授	森林科学
蒔田 明史 (技術検討小委員会委員長)	秋田県立大学生物資源科学部生物環境科学科助教授	森林科学
越前谷 康 (技術検討小委員会)	東北植生研究会主宰	植生
藤本 英夫	森吉山の自然を守る会	市民団体
村田 君子	NPO 法人冒険の鍵クーン	市民団体
山内 芳朗	森吉山ダム工事事務所所長	国土交通行政
亀下 英次郎	東北森林管理局計画部長	林野行政
橋本 佐内	環境省東北地方環境事務所自然再生企画官	環境行政
岸部 陞	北秋田市市長	地方行政
佐藤 好憲 (技術検討小委員会)	森林技術センター森林環境部部長	森林科学
佐々木 正光	秋田カエル村	公募委員
吉川 將祥		公募委員
上田 正光		公募委員
松岡 忠義	NPO 法人森吉山ネイチャー協会	公募委員
福森 卓 (技術検討小委員会)		公募委員
工藤 孝		公募委員
高橋 真由美		公募委員
工藤 紘一		公募委員
高橋 和喜		公募委員
関本 優子		公募委員
今野 謙	秋田県生活環境文化部自然保護課長	環境行政 (実施者)

8 森吉山麓高原自然再生協議会設置要綱

森吉山麓高原自然再生協議会設置要綱

(名称)

第1条 この自然再生協議会は、森吉山麓高原自然再生協議会（以下「協議会」と称する。）という。

(対象区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、北秋田市森吉山麓高原1の秋田県有地とする。

(目的)

第3条 秋田県森吉山麓高原の対象区域の自然再生事業を推進するために、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所管事項)

第4条 協議会は、以下についての事務をおこなう。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 公募による地域住民及び団体若しくは法人の代表者で、自然再生事業またはこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者
 - (2) 地域の自然環境に関する専門的知識を有する者
 - (3) 関係地方公共団体の職員
 - (4) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、本要綱を施行する日から平成19年3月31日までとする。
- 3 第1項第1号に掲げる委員の任期期限を経過した後の委員は、任期が経過する日までに、地域住民及び団体若しくは法人の代表者に対し公募を行う。
- 4 委員の再任は妨げない。

(辞任及び解任)

- 第6条 辞任しようとする者は、第11条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。
- 2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合には、協議会の合意により委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

- 第7条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

(協議会の会議)

- 第8条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる
 - 3 会長は、意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(小委員会)

第9条 協議会は、小委員会を置くことができる。

2 協議会委員は、小委員会に所属することができる。

3 小委員会の委員長及び副委員長は、小委員会構成委員の互選により選出する。

4 小委員会は、委員長の招集により開催される。

5 小委員会の会議の議長は、委員長がこれにあたることとし、必要に応じて副委員長が職務を代理する。

6 委員長は、意見を聴取することを必要と認める場合、小委員会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

7 小委員会は、協議会から付託される事項について協議し、協議概要を協議会の会議に報告する。

(公開)

第10条 協議会の会議は、希少種の保護上又は個人情報保護上の支障のある場合を除き、原則公開とする。

2 協議会の会議を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知することに努めるものとする。

3 協議会及び小委員会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、ホームページ等で公開する。

(事務局)

第11条 協議会の会務を処理するために事務局を設ける

2 事務局は秋田県生活環境文化部自然保護課と秋田県農林水産部農林政策課森林環境対策室が共同で行う。

(事務局の所掌事務)

第12条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

(1) 協議会の会議の事務に関する事項

(2) 協議会の会議の議事録の作成及び公開に関する事項

(3) その他協議会が付託する事項

(運営細則)

第13条 この要綱に定めることのほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の同意を経て、会長が別に定める。

(要綱改正)

第14条 この要綱は、協議会の委員の発議により、協議会の合意を得て改正することができる。

(附則)

この要綱は平成17年7月19日から適用する。

9 参考文献

- 1) 秋田県 (1991) 土地分類基本調査 森吉山
- 2) 秋田県生活環境文化部自然保護課 (2005) DG16-Y1 森吉山麓高原自然環境調査委託報告書
- 3) 秋田県 (1995) 森吉山県立自然公園の区域及び公園計画の再検討調査報告書
- 4) 秋田県生活環境文化部自然保護課データ
- 5) 井上一彦 (2000) 森吉山国設鳥獣保護区天然ブナ林鳥類群集解析
- 6) 小笠原暁 泉祐一 (1977) 森吉山地域のブナ林及びその周辺におけるクマゲラの生息状況 山階鳥類研報
- 7) 小笠原暁 泉祐一 (1980) 小又峡周辺地域の天然ブナ林におけるクマゲラの生態 森吉山小又峡周辺地域特別学術調査報告書
- 8) Ko Ogasawara, Yuichi Izumi, Tadashi Fujii 1994 The status of black woodpecker in Northern Tohoku district, Japan J. Yamashina Inst. Ornithol.
- 9) 加藤君雄 内藤俊彦 飯泉茂 (1980) 小又峡周辺地域の植生 森吉山小又峡周辺地域特別学術調査報告書